

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25~15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25~20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算~) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	1.4	-
彦根市	- (11.98)	- (16.98)	6.0	47.3
長浜市	- (11.62)	- (16.62)	1.2	-
近江八幡市	- (12.51)	- (17.51)	1.1	-
草津市	- (11.84)	- (16.84)	6.4	-
守山市	- (12.56)	- (17.56)	4.7	4.7
栗東市	- (12.73)	- (17.73)	12.3	91.4
甲賀市	- (11.99)	- (16.99)	6.5	40.3
野洲市	- (12.88)	- (17.88)	8.3	50.5
湖南市	- (12.86)	- (17.86)	8.3	15.2
高島市	- (12.60)	- (17.60)	9.6	1.3
東近江市	- (11.73)	- (16.73)	8.6	-
米原市	- (12.91)	- (17.91)	4.9	-
市平均	-	-	5.0 [6.1]	- [19.3]
日野町	- (14.26)	- (19.26)	6.5	40.5
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	6.3	-
愛荘町	- (14.34)	- (19.34)	3.8	18.3
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	2.0	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	10.4	0.7
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	7.3	22.3
町平均	-	-	5.9 [6.1]	8.2 [13.6]
市町平均	-	-	5.1 [6.1]	- [17.5]

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。
 ※市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。
 なお、[]内の数値は、単純平均により求めた数値。